

平成26年10月17日
省エネルギー対策課

多段階評価制度の表示対象機器の追加について（案）

1. 多段階評価制度について

(1) 小売事業者における表示制度について

平成11年4月に改正・施行したエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）において、自動車や家電等のエネルギー消費機器について、トップランナー制度（注）に基づく省エネ基準が導入された。

（注）トップランナー制度とは、製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求める制度。

また、平成18年4月に改正・施行した省エネ法において、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（以下「小売事業者」という。）は、エネルギー消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般の消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めることが規定された。

これを受け、平成18年7月、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会（現・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準WG）（以下「小委員会」という。）において、以下の3つの表示内容を含む小売事業者が取り組むべきガイドラインとしての最終取りまとめ（以下「最終取りまとめ」という。）がなされた。

- ・ J I S規格により構築された「1. 省エネラベリング制度」
- ・ 当該製品が市場に供給されている機器の中でどこに位置付けられているか示す「2. 多段階評価制度」
- ・ 消費者が省エネ効果を最も実感できる使用料金等の光熱費を小売事業者において表示する「3. 目安年間エネルギー使用料金等」

最終取りまとめの内容を基に、機器毎の表示事項等について、平成18年8月に「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（現・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）」（告示）（以下「告示」という。）を制定した。本告示は、エネルギー消費機器毎に小売事業者がエネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない旨

及びその具体的な内容を規定している。

(2) 多段階評価制度について

「2. 多段階評価制度」については、最終取りまとめにおいて対象となる範囲について以下のとおりとされており、現在5機器（家庭用エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気便座、家庭用蛍光灯器具）を対象としている。

【小売事業者表示制度判断基準小委員会最終とりまとめ（抜粋）】

2-3 対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

- (1) トップランナー基準の対象機器であること。
- (2) 省エネラベリング制度の対象機器であること。
- (3) 主に家庭用として使用されるものであること。
- (4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多いと認められるもの（※1）。
- (5) 「多段階評価基準の設計方法」に記載されている方法により基準を作成した場合に、各区分のトップランナー基準達成率の差が概ね5%を超えるもの。

（※1）「機器単体のエネルギー消費量が特に多いと認められるもの」とは、機器単体の年間消費電力量が100kWh以上のものとして運用している。

統一省エネラベル



2. 多段階評価制度

1. 省エネルギーラベリング制度
3. 目安年間エネルギー使用料金等

注：各表示の詳細は、参考資料1を参照

図1 統一省エネラベルにおける多段階評価のイメージ

2. 対象追加の検討

前回、平成24年2月の第10回小委員会で検討して以降にトップランナー基準の対象となった機器（※2）を含め、最終取りまとめにおける対象となる範囲の（1）～（5）にあてはまるか否かを検討したところ、現在対象となっている5機器の他に電気冷蔵庫がすべて当てはまることから、対象機器への追加することとする。

（※2）前回検討以降に対象となった機器は、複合機、プリンター、電気温水機器、交流電動機、エル・イー・ディー・ランプの5機器。

表1 多段階評価の対象となる範囲の検討結果

No.	機器名	対象となる範囲を決定する際に踏まえるべき点					現在の対象機器
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
1	乗用自動車	○	×	○	—	—	×
2	エアコンディショナー	○	○	○	○	○	○
3	蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	○	○	○	○	○	○
4	テレビジョン受信機	○	○	○	○	○	○
5	複写機	○	×	×	—	—	×
6	電子計算機	○	○	×	—	—	×
7	磁気ディスク装置	○	○	×	—	—	×
8	貨物自動車	○	×	×	—	—	×
9	ビデオテープレコーダー	○	×	○	—	—	×
10	電気冷蔵庫	○	○	○	○	○	○
11	電気冷凍庫	○	○	○	○	○	○
12	ストーブ	○	○	○	○	×	×
13	ガス調理機器	○	○	○	○	×	×
14	ガス温水機器	○	○	○	○	×	×
15	石油温水機器	○	○	○	○	×	×
16	電気便座	○	○	○	○	○	○
17	自動販売機	○	×	×	—	—	×
18	変圧器	○	○	×	—	—	×
19	ジャー炊飯器	○	○	○	×	—	×
20	電子レンジ	○	○	○	×	—	×

21	ディー・バイ・ディー・レコーダー	○	○	○	×	—	×
22	ルーティング機器	○	○	×	—	—	×
23	スイッチング機器	○	○	×	—	—	×
24	複合機	○	×	×	—	—	
25	プリンター	○	×	×	—	—	
26	電気温水機器	○	○	○	○	—	
27	交流電動機	○	○	×	—	—	
28	エル・イー・ディー・ランプ	○	○	○	×	—	

(注1) 表中の「○」はあてはまることを、「×」はあてはまらないことを、「—」は未確認であることを示す。

(注2) No. に「○」がついている機器は、今回新たに追加することとするものを示す。

(注3) J I S規格に基づく省エネルギーラベルは、品目によっては家庭用のものと業務用のものを含んでいるが、多段階制度を含む告示に定める表示制度は、省エネ法第86条に基づく一般消費者への情報提供として、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（小売事業者）に取組を求めるものであるため、その対象は家庭用のものに限られる。

3. 電気冷凍庫の多段階評価基準（案）について

最終取りまとめにおける「2-2 多段階評価基準の設計方法」原則3に基づき、電気冷凍庫の新たな基準を設定する。

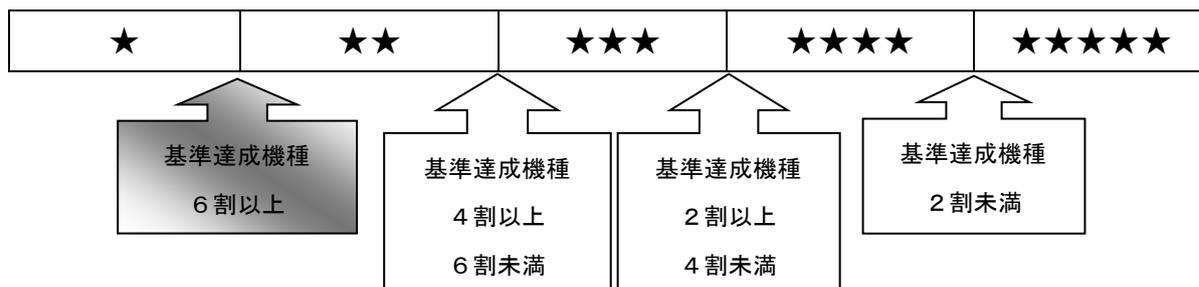
(1) 省エネ基準達成機器の区切り位置の設定について

原則3

「★★★★★」、「★★★★★」、「★★★」、「★★」、「★」は、省エネ基準達成率の状況を踏まえ基準を設定することとする。

具体的には以下の順により基準を設定することとする。

ア) 市場に供給されている製品の省エネ基準達成率の状況を把握し、省エネ基準を達成している機種種の割合（2割未満、2割以上4割未満、4割以上6割未満、6割以上の4段階）から、省エネ基準達成率100%の区切り位置を定める。



どの区切り位置を省エネ基準達成率100%とするか検討

電気冷凍庫のトップランナー基準達成機種割合は、95.1%となっており、「6割以上」の段階が該当するため、省エネ基準達成機器の区切り位置を★と★★の間に設定する。

(2) その他の区切り位置の設定について

原則3

- イ) 省エネ基準達成率100%以上の区分については、省エネ基準達成率の最高値と100%との間で区分数により均等に分割して基準を設定する。ただし、特殊な技術により一部の機器の最高値が著しく高くなっているものは除外する。
- ウ) 省エネ基準達成率100%未満の区分については、省エネ基準達成率の最低値と100%との間で、区分数により均等に分割して基準を設定する。

省エネ基準達成率100%以上の区分について、省エネ基準達成率の最高値と100%との間で区分数により均等に分割して区切りを定める。

電気冷凍庫の最高値が254%であり、★★~★★★★★で4つの区分があることから、38.5% (= (254 - 100) / 4) 毎の区分とし、以下のとおり設定する。なお、各区分は小数点以下を四捨五入して表示する。

★	★★	★★★	★★★★	★★★★★
100%未満	100%以上 139%未満	139%以上 177%未満	177%以上 216%未満	216%以上

(3) 電気冷凍庫の基準（案）の達成率分布の比較

- (1)、(2)より、基準（案）における達成率分布は下記のとおり。

表2 多段階評価基準（案）による達成率分布

多段階評価	省エネ基準達成率	平成26年4月時点	
		機種数	割合
★★★★★	216%以上	2	2.4%
★★★★	177%以上 216%未満	6	7.3%
★★★	139%以上 177%未満	24	29.3%
★★	100%以上 139%未満	46	56.1%
★	100%未満	4	4.9%
トップランナー基準達成機種割合（2つ星以上）			95.1%

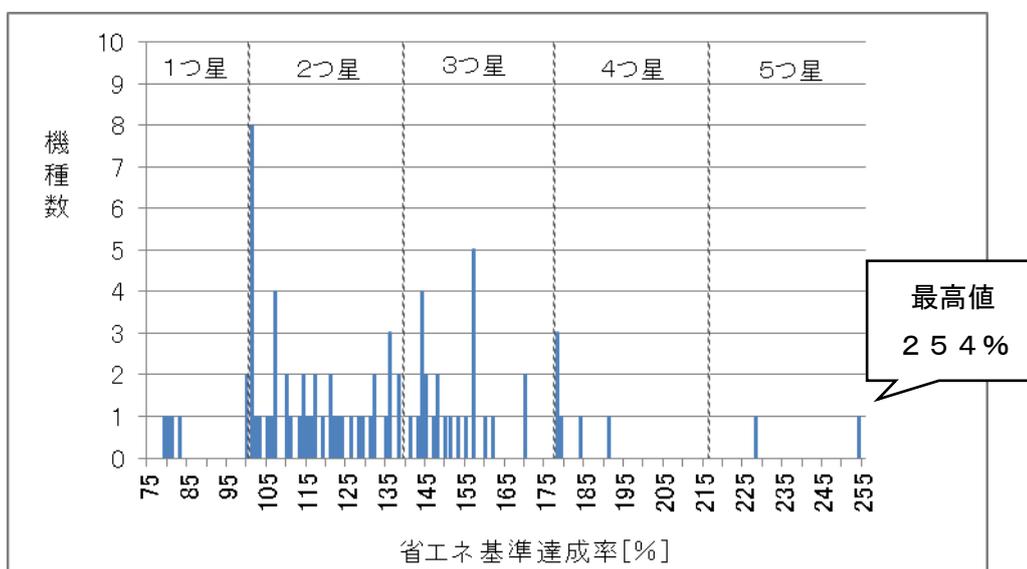


図2 多段階評価基準（案）による達成率分布